

平成24年12月7日

中小企業金融円滑化法期限到来後の対応について

日本海信用金庫
理事長 吉本 晃司

周知のとおり、平成25年3月31日に中小企業金融円滑化法の期限が到来します。当金庫では、中小企業金融円滑化法の期限到来後も下記のと通りの対応としますのでお知らせいたします。

1. 当金庫は、中小企業金融円滑化法期限到来後も、お客様からのご返済条件の変更等のお申し出にできる限り対応するなど、従来からの方針に変更はございません。今後も他業態も含め関係金融機関と十分な連携を図りながら、地域金融機関としてご返済条件の変更等や円滑な資金供給に努めてまいります。
2. 当金庫は、お客様からの資金に関するご相談や、融資条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様にお客様の抱えている問題を十分に把握した上で、その解決に向けて真摯に取り組めます。
3. 当金庫は、一層のコンサルティング機能を発揮することにより、お客様の経営課題に応じた最善の解決策を、お客様の立場に立ってご提案し、専門家とも連携を図りながら経営改善支援に取り組んでまいります。

【ご返済条件の変更等に関する相談窓口】

■営業店窓口（全13店舗）

受付時間 営業日の午前9時～午後5時

■専用フリーダイヤル

本部（審査管理部）に、お客様からのご相談に迅速に対応するために専用フリーダイヤルを設置しています。

フリーダイヤル番号 0120-194-455

（当金庫営業エリア内の固定電話のみ対応）

受付時間 営業日の午前9時～午後5時